

## アメリカ連邦個人所得税の基本構造(2)

Lester W. Chadwick

大橋為宣

椎名市郎

- 〈目次〉
- 1 連邦所得税の沿革
  - 2 連邦個人所得税の特徴と確定申告書の形態
  - 3 課税所得算定の基本的構造
    - (1) 課税所得の算定方式(Tax Formula)
    - (2) 総所得(Gross Income)の概念
    - (3) 総所得不算入項目(Exclusion)  
(以上, 前号第4巻第2号所収)
  - (4) 調整所得算定前の損金控除額(Deductions for Adjusted Gross Income)
  - (5) 調整所得算定後の損金控除額(Deductions from Adjusted Gross Income)
    - ①個別項目控除(Itemized Deduction)
    - ②標準(基礎)控除(Standard Deduction)
    - ③人的(基礎)・扶養控除(Personal and Dependency Exemptions)
    - ④課税所得(Taxable Income)
  - (6) 税率(Tax Rates)と税額(Tax Liability)
  - (7) 税額控除(Tax Credits)と納付税額(Net Tax Liability)の決定  
(以上, 本号第5巻第1号所収)

### 3 課税所得算定の基本的構造

本論文の目的は、日本の税制改革に多大の影響を与えているレーガン前大統領が実施した1986年内国歳入法(Tax Reform Act of 1986)のうち、連邦個人所得税(Federal Income Tax)に焦点をあて、その基本的構造と特徴を明らかにし、我が国所得税法を比較考察する上での基礎的な資料を提供しようとするものである。前号においては、連邦個人所得税の沿革、その特徴や社会的背景についてデータをもとに論述し、かつ、確定申告書の様式を示し、そこに示されている課税所得算定の公式について述べた。さらに課税所得の基本構造を形成する総所得、総所得不算入項目、調整総所得算定前の損金控除額、調整総所得、個別項目別損金控除、標準基礎控除、人的・扶養基礎控除、課税所得、課税額控除、納付課税額の言及すべき各要素のうち、前号においては総所得、総所得不算入項目まで述べた。本号においては調整総所得算定前の損金控除額の算定から論述していくことにする。

#### (4) 調整総所得算定前の損金控除額 (Deductions for Adjusted Gross Income)

アメリカにおける連邦個人所得税の特徴は、調整総所得(Adjusted Gross Income)を中心に、調整総所得を算定する前の損金控除(deductions for adjusted gross income)と、調整総所得算定後の損金控除(deductions from adjusted gross income)に分けられている点にある。まず“Above the Line Deductions”とも呼ばれる調整総所得算定前の損金控除の性格は、所得を得るため直接貢献した経費が主に損金控除として集められている。このため、一部の例外を除きこれに関連するすべての経費に控除が認められている。一方、“Below the Line Deductions”とも呼ばれる調整総所得算定後の損金控除の性格は、必ずしも所得をあげるため直接必要となる損金控除ではなく、そのため当然その繰り入れには一定の限度が設けられているものである。その限度のまず第一は、非課税の最低限度額である。損金の実際発生額がこの限度額以下でも一律最低限度額までの

控除が認められる。第二の限度は、非課税の最低限度を超えた損金の実際発生額を限定項目別損金超過額としてとらえ、調整総所得の額に比例して損金控除ができるという点である。

本節では、まず調整総所得算定前の損金控除を論じ、次節において調整総所得算定後の損金控除を取りあげることにする。

内国歳入法第 62 条では、調整総所得を算定するために損金控除されるものを次のように規定している。

- (1) Trade and Business Deductions(営業上、または事業上生じる必要経費)
- (2) Certain Trade and Business Deductions of Employees(従業員が営業上、または事業上支払う必要経費)
- (3) Losses from Sale or Exchange of Property(財産の売却や交換からの損失)
- (4) Deductions Attributable to Rents and Royalties(賃貸料や著作権使用料の稼得に係る経費)
- (5) Certain Deductions of Life Tenant and Income Beneficiaries of Property(生産不動産権者や所得年金財産)
- (6) Pension, Profit-Sharing and Annuity Plans of Self-Employed Individuals(自営業者の恩給、利潤分与そして年金分与計画)
- (7) Retirement Savings(個人退職勘定拠出金)
- (8) Certain Portion of Lump-Sum Distributions from Pension Plans Taxed under Section 402(e) (402(e)条で課税される年金計画からの一括払いによる分配所得部分)
- (9) Penalties Forfeited because of Premature Withdrawal of Funds from Time Savings Accounts or Deposits(定期貯金勘定の満期日前解約に伴い喪失した利子)
- (10) Alimony(別居扶助料)
- (11) Reforestation Expenses(森林再生費用)
- (12) Certain Required Repayments of Supplemental Unemployment Compensation Benefits(補充失業保証給付金の払戻金)

これらの項目の多くは、会計学でいう費用・収益対応原則の費用にあたる概念で、所得の生成と直接的因果関係を有し、所得を生むために必要な経済的性格をもつ経費である。その代表例が第 62 条第(1)号で示されている営業上、または事業上生じる必要経費である。これらの必要経費は、個人、パートナーシップ、会社、信託、財団の各申告形態で認められる。この営業上の必要経費の中で日本と比べて興味深い項目は交際費(entertainment expenses)の取り扱いである。細目の検討は本論文の目的ではなく別の機会に譲るがその損金算入許容額はアメリカの税法の方が著しく厳しい。また、第 62 条第(2)号で示されているように、アメリカでは個人のサラリーマンでも確定申告を行うため経費の一定実額控除が認められている。このため転勤費用(moving expense)や旅費、組合費などにも控除が認められている。これら 1 つ 1 つの項目の検討は日本とアメリカとの国土や習慣を反映しているものが多く、比較税制論の立場からも興味深いものがある。

## (5) 調整所得算定後の損金控除額 (Deductions from Adjusted Gross Income)

### ①個別項目控除(Itemized Deduction)

前節で述べたように、“Below the Line Deduction”と呼ばれる損金控除は、一般に所得を得るため犠牲となった経費とは認められない項目である。しかし、これに課税することは人道上また政策的にも好ましくなく、したがって一定の制限の下で損金算入が許される経費である。この所得税法上の一定の制限は、「非課税最低繰入限度額」と呼ばれている。つまり、損金が実際の発生よりこの限度額以内であれば限度まで一杯に認められるものである。納税者は、損金の見積額を標準控除額として標準一定額から差し引くか、損金控除項目別に控除するか選択が可能である。この場合の個別項目控除を“Itemized Deduction”と呼び、標準基礎控除を“Standard Deduction”と呼ぶ。まず、本節では個別項目控除を検討し、次いで標準基礎控除を検討していくことにする。

個別項目控除の場合、最大の特徴は各項目ごとに調整総所得(以下 AGI と称

す)の大きさにある程度比例して限度額が大きくなるということである。この点は、アメリカ型合理主義の1つの現われといえる。所得の大いさに応じて個別項目控除の損金算入も大きくするという制度は、我が国の税制調査会でも再々議論されているところでもある。もちろん、個別項目控除の損金は無制限に認められているわけではない。この項目は通常6項目に分類されている。

- (1) 寄付金(AGIの50%を超えない額)(Contributions to qualified charitable organizations)
- (2) 医療費控除(AGIの7.5%以上)(Medical expenses)
- (3) 州・地方税(例、不動産税、州・地方所得税)(State and local taxes)
- (4) 偶発・災難損失(1件100ドルと損失合計がAGIの10%以上)(Personal casualty losses)
- (5) 利子(例・個人住宅から生じる譲渡担保利子)(Certain personal interest)
- (6) 雑控除(Miscellaneous itemized deductions)

最初は(1)寄付金である。アメリカ社会は宗教、慈善、科学・文学、教育、スポーツ等の財団や法人は寄付金で運営されているケースが圧倒的に多い。アメリカでは日本とは比べものにならないほど慈善の寄付行為が日常行われているためその税制上の取り扱いはアメリカ国民にとり身近かなものである。この意味で、寄付金の損金算入はアメリカ人の重要な関心事といえる。税法上ではこの慈善寄付金(Charitable Contribution)全てが損金算入されるのではなく、損金算入が認められる団体が定められている。これらの団体の特徴は、政府や地方公共団体、そして宗教、科学、教育、スポーツ等の公共性の強いもので営利活動団体は含まれていない。一般に、寄付金の損金算入限度額はAGIの50%まで認められている(原則として現金等の寄付に限られ、労務・サービスによる寄付は含まれない)。

(2)の控除項目は医療費控除である。「内国歳入法」Sec.213(d)では医療費は診断(diagnosis)、薬代(cure mitigation)、病気の治療や予防措置等、人の健康や病気に関係する支出と規定されている。この中には美容外科以外に日本の税制では認められていない定期健康診断料も含まれている。このような医療費の項目

別控除が認められる条件は、AGIの7.5%を超えたものでなければならない。例えばある納税者のAGIが40,000ドルであり、その人の1年間に支払った医療費の合計が医療保険金を差し引いて3,500ドルであったと仮定するとその人は500ドル $[3,500 - (40,000 \times 0.075) = 500]$ の医療費控除を受けることになる。この医療費控除も1つの事例であるが、過去10年間にわたり、納税者の項目別控除の要求額はかなり低くおさえられてきている。特に、1986年の「内国歳入法」ではこの傾向が強く現われている。さらにこの傾向は個人のレベル以外でも、例えば、雇用主が従業員のために加入する医療保険料(medical insurance premiums)の経費部門でも医療費としての控除のワクが減額されつつある。

(3)は州・地方税の控除である。州や地方が課す所得税(外国政府が課す所得税も含む)や不動産税、動産税、売上税等を支払った場合はその額を控除することができる。ただし、連邦政府が課税する税金は、原則として控除することができない。連邦所得税、社会保障税(Social Security Tax)、相続税(Inheritance Tax)や贈与税(Gift Tax)などがこれにあたる。

(4)は偶発・災難損失額の控除である。自動車事故や火事などの偶発損失や台風、地震、竜巻、洪水などによる災難損失は、保険金支給分を除き、まず一律に100ドルが項目別控除として認められる。この100ドルは1件の事故や災害についてであり、1年間に複数の偶発・災難損失が発生した場合、その都度個々に100ドルの控除が認められている。そして、さらに全ての物件の損失合計に対し、AGIの10%を限度に損失控除が認められている。今、20,000ドルのAGI納税者がおり、1年間で2件の偶発・災難による物損が発生したと仮定すると項目別控除対象となる損失額は次のように計算される。

	Aの物件	Bの物件	合計
損失(保険請求分除く)	2,500	3,000	5,500
1件につき100ドル控除	<u>△ 100</u>	<u>△ 100</u>	<u>△ 200</u>
差引小計	2,400	2,900	5,300
AGIの10%(20,000×0.1)	—	—	<u>2,000</u>
(総控除損失額)			<u><u>3,300</u></u>

(5)は利子の控除である。この利子の控除は、1986年の「内国歳入法」や、その後の法律によって相当修正されている項目である。この利子の項目別控除についても他のものと同様、改正のつど低く押えられてきている。例えば、車や機械を購入する際の借入利子は、今までは控除対象となっていない。もちろん、住居を購入する際の借入利子は原則として今でも控除となる。ただし、納税者が1,000,000ドルを超える高級住宅を購入するための借入利子は控除項目とはならない。もちろん、会社が収益をあげるため営業取引として発生する賃貸物件の支払利息は、“Below the Line”控除項目でなく、既述した“Above the Line”としての調整所得算定前の損金控除額となる。ただし、会社以外の納税者が投資目的で資産を購入した際の借入利子は、投資の純利益に関連して控除が制限される。例えば、投資の純利益が16,000ドル、20,000ドルの借入利子発生とすると、利子の控除は16,000ドルであり、4,000ドルの残り利子分は次期以降において純投資利益が発生した際の控除項目として繰り延べられる。ここで投資利益(investment income)とは、通常の営業活動から発生したものではない、配当(dividends)、利子、年金(annuities)、特許権使用料(royalties)からの総収益から既投資額を差し引いた額を意味している。

(6)はその他の雑控除項目である。この雑控除は大きく2つに分かれる。1つは、AGIの2%を超える範囲に対しての雑控除でこれは金額的制限となる。今1つは控除項目それ自体についての制限である。このような2つの側面をもつ雑控除には次のようなものがある。

(1)投資上の経費(投資相談料、投資会員会費、証券等の保管料他)

(Investment expenses (investment counsel fees, subscriptions to investment literature, safe deposit box, etc.))

(2)税の決定、回収及び還付に関する経費

(Expenditures in connection with the determination, collection, or refund of any tax)

(3)雇用主に請求できない従業員の事業経費(専門会員の年会費、組合費、制服費

など経常経費を除く従業員の事業経費、従業員スカウト(job hunting)費用、法律で定められている訓練費用、自己啓発費用、宿泊費用、接待費——接待費で雇用主に請求できない場合、その80%(100ドルであれば80ドル)が控除される。  
(Nonreimbursed employee business expenses)

以上のような雑控除は、どちらかという金額的制限の側面を持つものであるが、次のような項目は項目それ自体が制限されるものとなる。

(4)引越費用(moving expenses)、年金生活者の回収不能投資損失(unrecovered investment in pension)、法的措置に基づく返済(repayments under a claim of right)、業務上発生した自己負担の身体的・精神的治療費用(impairment related work expenses)。

## ②標準(基礎)控除(Standard Deduction)

以上がAGI個別項目控除の概要である。手続的には納税者はまず総所得(Gross Income)からAGI算定前の損金を控除する。次いで、調整総所得といわれるAGIを算定する。このAGIからさらに標準(基礎)控除が独身者、合同申告夫婦、生存配偶者、家計維持責任者、分離申告夫婦という申告形態によって控除される。原則として、標準(基礎)控除内であれば、税額表はゼロ率となるのでこれを別名「ゼロ・ブラケット金額」といっている。前節で検討した個別項目控除は、このゼロ・ブラケット金額を超える場合に納税者が選択してさらに大きな控除を得ようとするもので、もし項目控除額合計が、標準(基礎)控除額以下であれば標準(基礎)控除を選択した方が節税となる。この意味で、納税者はまずこの選択を行うことが手続上重要となる。したがって、本節の標準(基礎)控除の確定がまず第一の手続きとなる。このように、アメリカの申告の特徴は、AGIを中心にその前後にそれぞれ性格を異にする控除項目が配列されているところにある。

標準(基礎)控除は、納税者の個々の所得状況に直接関係なく、議会で定められた特定額の控除である。この標準(基礎)控除の制度上の趣旨は、納税者の納税額を一律に一定額軽減することにある。また、この控除を通じて、低額所得者層



(poverty level)に税法上の恩恵を与えるという意味もあるが、それが制度である以上、現実の運用面では必ずしも制度上の趣旨が生かされているとはいえない。この標準(基礎)控除には2つの要素があり、この合計が標準控除となる。2つの要素とは標準基礎控除(basis standard deduction)と追加標準控除(additional deduction)である。1989年の標準控除額を次に示しておく。

(納税者の申告形態)	(標準基礎控除)	(追加標準控除)
独身	\$ 3,100	\$ 750
合算申告夫婦	5,200	600
生存配偶者	5,200	600
家計維持責任者	4,550	750
分離申告夫婦	2,600	600

納税者やその配偶者が65歳以上の老人であったり、盲人である場合、それぞれの条件に応じて上記の標準基礎控除以外に追加標準控除が受けられる。もし、65歳の老人でかつ盲目で独身の納税者は、合計4,600(3,100+750+750)ドルの標準控除が受けられる。この追加標準控除は納税者やその配偶者にも適用されるが扶養家族には適用されない。

以上のように納税者は個別項目控除と標準控除の合計のいずれか大きい方を控除額として選択し、節税を図るのである。

### ③人的(基礎)・扶養控除(Personal and Dependency Exemptions)

人的(基礎)控除は、基礎控除と配偶者控除からなる。納税者1人につき1基本単位控除が認められている。基礎控除は1980年始めは1,000ドル、それが1988年で1,950ドル、1989年には2,000ドルになり、この10年間で2倍に額が増加した。そして、65歳であればもう1基本単位が控除され、盲人であればさらにもう1基本単位が加算控除される。また結婚している配偶者は扶養家族とは考えず、合算申告夫婦でも1基本単位の控除が認められる。

次いで、扶養控除ができるかどうかに関しては次の5つのテストでチェック

される。

- (1)扶養 (Support) テスト
- (2)総所得 (Gross Income) テスト
- (3)家族 (Member of Household) 及び家族関係 (Relationship) テスト
- (4)市民権 (Citizenship) テスト
- (5)合算申告 (Joint Return) テスト

まず納税者が扶養控除を得るための(1)扶養テストは、暦年中、納税者は扶養家族の生活費の半分以上を負担していなければならないとするものである。ただし、兄弟で母親を扶養する複数扶養のケースや離婚や別居した両親が子供の扶養を分担するようなケースは、特別の規定が別に適用される。(2)総所得テストを満たすためには、2,000ドル以下の所得でなければならない。2,000ドル以上の所得がある人は扶養家族にはなれない。ただし、19歳以下の子供や24歳以下の就学生にはこの総所得テストの適用は受けず扶養家族として取り扱われる。(3)家族や家族関係のテストに適合するためには課税年度中家族の一員として住んだり生計を一緒にしている関係がなければならない。ただし、納税者の家計から、旅行とか、入院とか、学業とか、軍隊とかの理由で長期間生計を一緒にできない場合は、扶養家族として認められることになっている。(4)市民権テストを満たすためには課税年度のある期間、アメリカ合衆国の市民または住民 (resident) でなければならない。子供は、当然両親の国籍の市民か住民になるが、片親がアメリカ合衆国の市民または住民であれば、その子が海外で生まれても税法上市民とみなされる。また移民の国アメリカでは、カナダやメキシコ等の国籍の人が、課税年度の当初からアメリカに住んでいる場合も市民権テストを満たし課税客体になる。(5)合算申告テストの下では、被扶養者が合算申告している時は、他の扶養テストに適合していても扶養控除を受けることはできない。例えば、娘を扶養してきて年度後半に結婚した場合、娘が結婚後夫と合算申告をすると父親は娘の扶養控除を申請することはできない。

#### ④課税所得 (Taxable Income)

AGI に個別項目控除と標準基礎控除のいずれか大きい方の額を控除し、さらに、人的(基礎)・扶養控除を差し引くと課税所得(Taxable Income)が算出される。この課税所得が、いわゆる税額表の所得金額となる。

以下、この課税所得に到る手続きを整理する意味で簡単な例をあげてみる。<sup>(1)</sup>

(例) 25歳のAさんの1989年の所得は次の通りであった。

給与 \$ 18,000, 競馬賞金 \$ 1,000, 地方債利子 \$ 500

1989年中、Aさんは \$ 1,000 の資本損失 (capital loss) を被った。年度中の個別項目控除合計は \$ 3,800, 扶養家族はないとする。

以上の資料でAさんの課税所得を算定すると次のようになる。

<u>Aさん課税所得算定方式</u>	
所得合計 (Income)	
給与 (Salary)	\$ 18,000
賞金 (Prize)	1,000
地方債利子 (Interest on municipal bonds)	<u>500</u>
	\$ 19,500
差引：所得不算入額 (Exclusions)	
地方債利子 (Interest on municipal bonds)	<u>(500)</u>
総所得 (Gross Income)	\$ 19,000
差引：調整総所得前控除 (Deductions for adjusted gross income)	
資本損失 (Capital loss)	<u>(1,000)</u>
調整総所得 (Adjusted Gross Income)	\$ 18,000
差引：調整総所得後控除 (Deductions from adjusted gross income)	
個別項目控除合計 (Total itemized deductions)	\$ 3,800
標準控除合計 (Standard deduction)	<u>\$ 3,100</u> (3,800)
人的(基礎)控除 (Personal exemptions)	<u>(2,000)</u>
課税所得 (Taxable Income)	<u>\$ 12,200</u>

## (6) 税率(Tax Rates)と税額(Tax Liability)

アメリカでは、基本的に2種類の税率が適用され申告される。15%と28%である。ただし、合算申告で74,850ドルから155,320ドル、独身の申告で44,900ドルから93,130ドルの間の課税所得には5%の追加超過税(surtax)が適用されるため実効税率は33%(28%+5%=33%)になる。このような税率簡素化については、既に前号で述べているのでここではふれない。課税所得に上記税率を乗じ税額(税務債務)が算定される。

ただし、個人に対する税率は納税者の家族状況や納税申告形態によって異なる。申告形態(Filing Status)には、独身(Single)、合算申告夫婦(Married Filing Joint Return)、分離申告夫婦(Married Filing Separate Return)、家計維持責任者(Head of Household)、生存配偶者(Qualifying Widow(er))の5つの種類がある。この5つの課税客体のいずれかに属する納税者はそれぞれ該当する3種類の申告用紙の必要記載事項をうめ、標準控除等を決定し税額を算定する。最も税率が低いのは合算申告をする夫婦である。反対に、高い税率が課せられるのは分離申告をおこなう夫婦や独身者である。この独身者には子供がいない夫婦の離婚も含まれる。夫婦の場合、多くは有利な合算申告を選択するが、個人主義の進んだアメリカでは、夫婦でも個々に自分の税額を把握し、支払いたいとする人や、所得の額によっては合算申告より分離申告の方が節税になる場合もあり、このような場合は分離申告を選択することもできる。もし、年度内に夫婦いずれか死んだ場合、その年度だけ夫婦としての申告が認められる。この場合、引き続き2年間その納税者が再婚をせず子供を扶養している場合、生存配偶者の申告が適用され、夫婦合算申告の税率が用いられ有利となる。また、12月に離婚裁判が可決され正式離婚をして子供を引き取る場合は、家計維持責任者の世帯主として申告できる。

以下、4つの課税客体にまとめて1989年度の簡易課税表を要約してみる。<sup>(2)</sup>

1989 Tax Rate Schedules

Schedule X—Single				Schedule Z—Head of household			
If taxable income is:		The tax is:	of the amount over—	If taxable income is:		The tax is:	of the amount over—
Over—	But not over—			Over—	But not over—		
\$0	\$18,550	..... 15%	\$0	\$0	\$24,850	..... 15%	\$0
18,550	44,900	\$2,782.50 + 28%	18,550	24,850	64,200	\$3,727.50 + 28%	24,850
44,900	93,130	10,160.50 + 33%	44,900	64,200	128,810	14,745.50 + 33%	64,200
93,130	.....	Use Worksheet below to figure your tax.		128,810	.....	Use Worksheet below to figure your tax.	

  

Schedule Y-1—Married filing jointly or Qualifying widow(er)				Schedule Y-2—Married filing separately			
If taxable income is:		The tax is:	of the amount over—	If taxable income is:		The tax is:	of the amount over—
Over—	But not over—			Over—	But not over—		
\$0	\$30,950	..... 15%	\$0	\$0	\$15,475	..... 15%	\$0
30,950	74,850	\$4,642.50 + 28%	30,950	15,475	37,425	\$2,321.25 + 28%	15,475
74,850	155,320	16,934.50 + 33%	74,850	37,425	117,895	8,467.25 + 33%	37,425
155,320	.....	Use Worksheet below to figure your tax.		117,895	.....	Use Worksheet below to figure your tax.	

Worksheet (Keep for your records)

1. If your filing status is:
  - Single, enter \$26,076.40
  - Head of household, enter \$36,066.80
  - Married filing jointly or Qualifying widow(er), enter \$43,489.60
  - Married filing separately, enter \$35,022.35
 ..... 1. \_\_\_\_\_
2. Enter your taxable income ..... 2. \_\_\_\_\_
3. If your filing status is:
  - Single, enter \$93,130
  - Head of household, enter \$128,810
  - Married filing jointly or Qualifying widow(er), enter \$155,320
  - Married filing separately, enter \$117,895
 ..... 3. \_\_\_\_\_
4. Subtract line 3 from line 2. Enter the result. (If the result is zero or less, use the schedule above for your filing status to figure your tax. DON'T use this worksheet.) ..... 4. \_\_\_\_\_
5. Multiply the amount on line 4 by 28% (.28). Enter the result ..... 5. \_\_\_\_\_
6. Multiply the amount on line 4 by 5% (.05). Enter the result ..... 6. \_\_\_\_\_
7. Multiply \$560 by the number of exemptions claimed. (If married filing separately, see Note below.) Enter the result ..... 7. \_\_\_\_\_
8. Compare the amounts on lines 6 and 7. Enter the smaller of the two amounts ..... 8. \_\_\_\_\_
9. Tax. Add lines 1, 5, and 8 ..... 9. \_\_\_\_\_

Note: If married filing separately and you did not claim an exemption for your spouse, multiply \$560 by the number of exemptions claimed. Add \$560 to the result and enter the total on line 7 above.

(7) 税額控除(Tax Credits)と納付税額(Net Tax Liability)の決定

アメリカの議会においては、国家目標としての社会政策や経済政策を達成するため、さらに社会福祉の観点から納税者の均等的負担・配分を実現するため政策的に税額控除の制度が採用されている。これは政策的観点から実施されるもので損金の各種控除のように所得に対して控除されるものではなく、算出された課税額から控除されるものである。もちろん、各種損金控除と比べて税額控除の額は大きいものではないが、不景気における減税効果にも一役果たしている。

一般的にこのような税額控除には4つの代表的なものがある。

- (1) 勤労所得控除(Earned income credit)
- (2) 子供や扶養者の養育費控除(Child and dependent care credit)
- (3) 老人、障害者税額控除(Credit for the elderly or disabled)
- (4) 外国税額控除(Foreign tax credit)

(1)勤労所得控除は、低額勤労所得者を対象に認められる税額控除である。控除の限度額は、1989年度の場合次のようになる。AGIが10,240ドルを超えない場合、6,500ドルに対し14%の額(910ドル)と所得金額から10,240ドルを差し引いた額に10%を乗じた額が税額控除となる。したがって、11,220ドルの所得がある人は812ドルの控除を受けられる。<sup>(3)</sup>

\$ 910	(\$ 6,500×14%)
<u>— 98</u>	{( \$ 11,220—10,240)×10%}
<u>\$ 812</u>	(税額控除)

(2)子供や扶養者の養育費控除は、アメリカの共稼ぎ夫婦の増加にともない女性の労働力を確保し、かつ援助する意味で認められている。15歳以下の子供や無能力者の扶養をするため金銭を出費して第三者に養育を依頼した場合の控除である。1人720ドル、2人以上の場合1,440ドルを限度に税額控除がなされる。

(3)老人、障害者税額控除は、社会保障制度の恩典を受けていない納税者にそれと同じ給付を与える趣旨で制定された。65歳以上の老人や重度の障害を受けて退職した人は、1,125ドルを限度として税額控除が認められる。ただし、これらの人で社会保障の退職免税給付を受けている納税者やAGI段階で一定の控除の特典をすでに受けている納税者はこの税額控除をすることはできない。

(4)外国税額控除は、アメリカ人が外国において得た所得やそれに課せられた所得税等に対し、税額控除が認められる。もちろん、税額控除に代わり個別項

目別控除として損金控除処理ができる。この税額控除は基本的に次の算式で限度が算定される。

$$\left[ \text{アメリカでの税額控除前所得税} \right] \times \frac{\text{外国課税所得}}{\text{各国課税所得}}$$

税額から上記の代表的な税額控除をしたあと納税者の前年度の納付税額が算定される。アメリカでの確定申告は、課税年度の翌年1月15日から4月15日の3カ月間である。この期間に納税者は定められた統一確定申告用紙(前号のヒナ型参照)によって自己の申告を行う。この間、何らかの事情で申告ができない納税者はさらに2カ月間の延長が認められる。この2カ月間の延長は完備した正確な申告をするために1つの制度として定着している。そして納税者はさらに申告後3年間に限り申告修正を行うことができる。

このように、アメリカ所得税の基本構造に流れる思想は“納税者が主体的に支払う税(Pay as you go)”であるという点にある。税は国、民族、人々の慣習や文化を反映し人々とともに密接に生きている制度であるが、それと同時に国際化時代を迎え、文化、民族を超えた国際比較税制研究の新しい時代も幕が開いている。良きにつけ悪きにつけ、アメリカ連邦所得税は常に1つの論点を提供してくれている。その意味で、アメリカ連邦所得税の変遷を考察することは、我が国の所得税、法人税等を考察する上で有益と思われる。(完)

(1990年5月5日)

[注]

- (1) W.H.Hoffman, E. Willis and J. E. Smith, *West's Federal Taxation-Individual Income Taxes*. (West Publishing Company, 1989), pp. 3-7〔3-8〕の例題を一部修正加算して引用してある。
- (2) Department of the Treasury Internal Revenue Service, *Your Income Tax—For Individuals—For Use in Preparing 1989 Returns*, の“1989 Tax Rate Schedules”より引用。
- (3) W. H. Hoffman, E. Willis and J. E. Smith, op. cit., pp. 13-17.